

# クラスアクション公正法(Class Action Fairness Act)の成立と大規模不法行為訴訟への影響

櫻 博行

## 要 約

1990年代から大規模不法行為クラスアクションの乱用として、不公平な和解と代理人の高額な報酬が指摘されてきた。このために、連邦議会は2005年にクラスアクション公正法を通過させ、当事者間の州籍相違要件緩和と訴額要件を規定して、連邦裁判所の州籍相違管轄権を拡大した。また、公正法が目指したクーポンの類による和解への規制は、かような和解を行うに際し連邦裁判所に公正な審尋を要求することになった。クラスアクションの現状を是正しようとした結果、管轄権の拡大と和解への精緻な審査を要求し、連邦裁判所へより多くのクラスアクション処理の負担を招くことになったわけである。

**キーワード：**クラスアクション公正法・大規模不法行為

## はじめに

アメリカ民事訴訟における集団代表訴訟形態であるクラスアクションは、同等な被害を被った多くの個人を一括して訴訟手続の遡上に乗せ、被害救済の目的を持つ。特に、個々の被害が些細なものであっても、それを集合させ、事実的かつ法的に同一の争点を統合させることにより、当事者および裁判所の人的かつ時間的資源の有効活用を図るものである。連邦裁判所におけるクラスアクションの成立には、連邦民事訴訟規則Rule23(c)(1)(A)上、連邦裁判所の原告クラスの承認が必要で、この条件が具備されない限り、クラスアクションの訴訟手続きは開始されない。クラスアクションが持つ有効性享受の可否は、連邦裁判所によるこの承認にある。

最近の傾向として、連邦裁判所がこのクラス承認が特に大規模不法行為クラスアクション提起の際に厳格で、その成立が困難となっている。それに反比例するように、州裁判所で大規模不法行為

クラスアクションを提起する傾向が増加している。この状況から、連邦と州の裁判所の両方で同一の訴えが係属しており、司法経済的に見て無駄とも言うべき現象が存在する。連邦と州の裁判所で二重に訴えが提起され係属する傾向は、当然のことながらそれぞれの裁判所の存在意義が問われて来る。また、最近では和解のみを目的とするクラスアクションが提起されている。そして、その和解において、被害を受けたはずの原告は損害賠償金ではなく、例えばホテルを相手に和解をした場合には宿泊料の割引クーポン券といったものみを手にし、代理人が高額な弁護士費用を受け取るという状況が発生した。

そこで、クラスアクションが提示するこれらの諸問題を改善する目的で、2005年2月に連邦議会はクラスアクション上の和解について規制し、連邦裁判所の管轄権を拡大してクラスアクション審理を行うことを主眼とする、クラスアクション公正法 (Class Action Fairness Act of 2005、以下公正法とする) を制定した。クラスアクションの制度は、アメリカ連邦民事訴訟規則が制定されてからほぼ70年が経過し、その間の1966年には大改正

が行われた。しかし、連邦と州裁判所の管轄権の競合と大規模不法行為クラスアクションの和解を巡る問題は、ここ10~15年の間に出現してきた比較的新しく未解決なものである。そこで、本稿ではまず公正法制定の背景として、大規模不法行為クラスアクション上の問題が出現した経緯、さらに管轄権上の問題を分析し、次に同法の制定過程と同法を概観する。その上で、和解および連邦裁判所管轄権の問題の二点から、公正法がいかなる影響を与えるかを検討する。

### 一 大規模不法行為の意味とクラスアクション

1980年代以降、不法行為の被害が広範に分散した、いわゆる大規模不法行為による被害者の提起する訴訟が、急激に増加するようになつた。大規模不法行為は、広範囲に流通して使用された製品や物質などから発生した。大規模不法行為訴訟は、潜在的な被害者数が不特定多数にのぼるため、潜在的な原告の数も同様となる。また、非常に高度な科学的内容をもつ製造物や人体に悪影響を与える物質が介在するため、不法行為発生の因果関係が複雑となり、被告も不明確で確定しにくい特徴を有していた。この大規模不法行為の事例を、不法行為発生の時間的な長短で大別すると、2種類に分類される。まず、第1のものが、短期間に発症して被害が発生する場合である。典型的には、義足などの人工装具をはめ込むプロテーゼがあげられる。次に第2のものは、1年以上の長期間潜伏した後に発生する事例である。中には原因が発生した後、10年以上経過して発症するものもある。例えばアスベスト<sup>1</sup>、タバコ<sup>2</sup>、および商標名がダルコンシールドという子宮内避妊具<sup>3</sup>などである。

しかし、この第2の類型の中でも、製品の使用または有毒物質に曝されている意識がない場合、そして将来的に有毒物質に曝される蓋然性が高いものも存在する。いわば、無意識にある潜在的原告の存在であり、クラスアクションでは訴えの通知の問題を生ずる。潜在的原告は、現在では被害が発生していないが、将来的には訴えを提起する可能性があるものを指す。この

潜在的原告の存在が、訴訟による利益の分配の問題を引き起こす。不法行為による被害を現に受け、訴えを提訴している原告は、被告の財産からできる限り多くの損害賠償を得たいと考えるはずである。現在は被害が発生していないが、将来起る潜在的原告も、将来被害が発生した場合、その賠償を得たいと当然に思うであろう。現在の被害で被告財産が枯渇した場合に、損害賠償という点において、潜在的原告が不公平な扱いを受けてしまうのである。

大規模不法行為は、多数の者を巻き込んだ大災害の発生や、多年にわたる一連の不法行為の結果発生する。例えば、アスベストの吸引やタバコの喫煙により癌が発生したと多数から主張されることから明らかのように、大規模不法行為訴訟は、不法行為発生の因果関係の科学的立証の必要性と被害が不特定多数にわたるという特徴がある。大規模不法行為で人身の加害や不法行為上の死亡という人身上の損害を受けた個々の被害者が、個別に不法行為訴訟を提起した場合、裁判所は証拠開示手続や口頭弁論など、一連の訴訟手続を個別に進める必要がある。裁判所が訴えの原因と請求内容が同一である多数の訴えの審理を行うことは、個々の訴訟の遅延を必然的に発生させる。また司法経済の視点からも、同一の証拠調べや争点の審理は、裁判所を拘束する時間がかかるばかりであり、できるだけ避ける必要がある。

したがって、大規模不法行為訴訟は、早急な救済と司法経済の視点を十分に加味することが肝要となる。個々の訴えに共通する争点を、集合的かつ集中して審理する手法が不可避的に採られることになる。被告にとってクラスアクションは、巨大な訴訟に対する態勢を備えなければならないとともに、不法行為責任が認められた場合には、多大な賠償額を支払わなければならなくなるために、好ましい訴えの形態であるとは言い難い<sup>4</sup>。しかし、多くの原告が統合して個々の訴えを提起することを避けることが可能である。また、様々な法廷地で個々の訴えの防衛を行うよりも、クラスアクションの制度の下、一括した防衛を行い、既判力でそれ以降の訴えを遮断することも、訴訟費用の削減に有効に機能する<sup>5</sup>。

しかし、90年代後半から連邦裁判所は、大規模不法行為の人身上の損害事件で、原告クラスの成立を認めない方向を打ち出した<sup>6</sup>。大規模不法行為で発生する人身上の損害は、個々の原告の間では異なっているので、手続的に原告クラス成立が困難であるとするのがその理由であった<sup>7</sup>。因果関係および損害額が個々に異なっていることが、クラスの成立を妨げたからである<sup>8</sup>。

クラスアクションを提起する原告クラスの承認が、クラスアクションの成否を左右する最も重要な条件の1つである。連邦裁判所の、大規模不法行為クラスアクションのクラス承認を認めない傾向に呼応して、大規模不法行為訴訟の増加とともに、和解のためのクラスアクションが提起されるようになった。これは、クラスアクション成立の承認要件を全て満足させるものではないが、和解のみを目的としてクラスアクションの成立の承認を求めるものであった。しかし、この和解のみを目的とするクラスアクションに関しては、原告代理人である弁護士が高額な弁護士報酬を受け取る一方で、原告クラス構成員はクーポン券類かほとんど金銭的価値を持たない物を得るのみとなる状況が出現した。原告は実質的な利益を得ることができない状態となっている、との批判が出されるようになってきたのであった<sup>9</sup>。

## 二 大規模不法行為クラスアクションと管轄権上の問題

クラスアクションを通じて、極めて多人数の原告クラスによる損害賠償責任の追及は、被告に対して恐怖感を与える。また、原告クラス代表にとって、単独で訴えを起こすよりも、多数の代表という心理的優越性がクラスアクションにあるともいわれる<sup>10</sup>。連邦最高裁は、独占禁止法の事例であるHawaii v. Standard Oil Co. of Cal.<sup>11</sup>で、クラスアクションをクラス代表と代理人にとって強力な訴えの形式であるとの認識を示している。このように、クラスアクションは原告に有利に作用する訴訟形式と考えられている。

具体的には、まず第1に、クラスアクションによって時効の中止（tolling of statute of limitation）

が行われることである<sup>12</sup>。時効の中止が発生するためには、被告が請求の内容について認知していることが要件とされる。原告クラス代表が請求内容を示唆していない場合には、クラス構成員を代表して行った実質的な意味での請求にはならない。ただしこの中止の効果は、クラス成立が否定されてクラスアクション係属が不能となった場合でも存続する<sup>13</sup>。中止はクラスアクション係属中に発生し、クラス成立が否定された後に再度進行する<sup>14</sup>。したがって、大規模不法行為訴訟をクラスアクションで提起する場合には、原告クラス構成員全体が時効の中止の恩恵を受けることになる。

利点の第2は、訴状に氏名が記載され法廷に出廷する、原告クラス代表のみ訴訟法上の要件を備えれば、クラスアクションを提起できることである<sup>15</sup>。この原告クラス代表が、訴訟法上の要件を具備すれば、その他の出廷しない原告クラス構成員については不要となり、訴え提起のハードルが低くなる。クラスアクションが代表訴訟であるという点<sup>16</sup>を考慮すれば、この利点は容易に導き出されよう。

第3として、原告が訴えを提起することを躊躇する程に訴額が少額である場合、訴えを起こす手段となる利点がある。クラスアクションは、不特定多数の者の訴えを統合する。この訴えは、個々では少額の賠償が故に、権利の実現のための訴えを起こさない問題を、訴えの統合と代表による訴え提起の方法で克服する。

大規模不法行為の訴えが、実体法上の根拠を連邦法違反に求め訴権が連邦法に基づく場合には、訴額に関係なく連邦裁判所が管轄権を行使する。また事件が、单一の州で発生しもしくは複数の州にまたがり、州裁判所で訴えが提起される場合には、訴額は管轄権行使の要件とはならない。

しかし、大規模不法行為が多数の州にまたがり、連邦裁判所の州籍相違管轄権に基づいて連邦裁判所に訴えが提起される場合は、一定の訴額が条件となり、少額であれば管轄権が及ばないことになる。1973年に連邦最高裁は、Zahn v. International Paper Co.で、全ての原告が州籍相違管轄権行使の要件である訴額を満足させない限り、クラスアクションは維持できないと判断していた<sup>17</sup>。

その後、連邦議会は1990年に司法改善法（Judicial Improvement Act）<sup>18</sup>を制定し、州裁判所で提起された訴えに極めて関連し同じ訴えとなるような請求に対して、連邦地裁に付加的に管轄権を与えることを認めた<sup>19</sup>。この法律は、Zahn判決に影響を与える目的で制定されてはいないと考えられている<sup>20</sup>。しかし、控訴審レベルでは、同法をクラス代表が州籍相違管轄権行使の条件たる訴額を満たせば、代表者以外の原告については付加的管轄権が及ぶと解釈していた<sup>21</sup>。結果的には、クラス代表が一定の訴額<sup>22</sup>（現行では\$75,000を超える額）を満たせば、クラスアクションが連邦裁判所に係属することが可能になる。ただし、純粹に州籍相違管轄権を根拠に連邦裁判所にクラスアクションを提起する場合には、論理的には、訴状に氏名が記載され出廷する原告クラス代表であろうとなかろうと、一定の訴額が要求されることは否定されていない。少額でも提訴が可能とするクラスアクションの利点は、厳格に州籍相違管轄権が行使される場合には、その有効性を失うことになる。

かような訴額に係る州籍相違管轄権の要件により、大規模不法行為被害者が訴額を満足できる損害が発生するか、又は賠償請求を行わない限り、連邦裁判所におけるクラスアクションの承認が困難となる。大規模不法行為が全米規模で発生する場合、ほとんどの州裁判所で、被害者原告によるクラスアクションが提起されることになる。このことは、多数の州裁判所で同一の被告を相手取ったクラスアクションが提起されるとともに、一部の原告勝訴率の高い州裁判所に、全米規模のクラスアクションが係属する状況を発生させることになった。

### 三 クラスアクション公正法の概観と成立過程

公正法を構成する重要な規定は3つ存在する。まず、第1の消費者クラスアクション権利章典では和解について規制する。すなわち、クーポン券のみの和解<sup>23</sup>、利益の発生しない和解<sup>24</sup>、居住州に基づくクラス構成員間の差別的取り扱いを規制し<sup>25</sup>、和解が承認される前に州および連邦の官吏に通知を行うべき旨が規定されてい

る<sup>26</sup>。第2の連邦裁判所の管轄権の拡大は、少なくとも訴額500万ドルを超え、各州にまたがる州際クラスアクションの連邦裁判所の管轄権を認めた<sup>27</sup>。具体的には、紛争が①原告全ての訴額の合計が500万ドルを超える<sup>28</sup>、②原告クラス構成員が被告と異なる州の州民であれば<sup>29</sup>、連邦地方裁判所は当該紛争をクラスアクションとして、これに第1審管轄権を行使できる旨が定められた。しかし、これらの要件が満足させられたとしても、原告クラス構成員の3分の1から3分の2と主要な被告が、訴えが提起された州の州籍を持つ場合には、連邦地方裁判所裁判官はその裁量で管轄権を認めなくてよい<sup>30</sup>。この際に、①クラスアクションが全米または州際の問題を含むものであるか、②請求に様々な州実体法を適用できるか、③連邦管轄権を回避できるように申立てができるか、④訴えが原告クラス構成員と明らかに関連する裁判所で提起されたか、以上少なくとも4点が考慮事項とされている<sup>31</sup>。3分の2以上の原告と主要な被告が、訴えを提起した州の州民である場合には、また、クラス代表となる顕名原告が100人以上で構成されない場合には、連邦地方裁判所の管轄権は及ばないことになっている<sup>32</sup>。第3は、州裁判所から連邦裁判所への移管（removal）を認める手続が創設された<sup>33</sup>。

公正法の審議は、1997年の第105回議会において、上院司法委員会の行政監視と裁判所に関する小委員会で開始された。不公平な和解、弁護士費用、および州裁判所におけるクラスアクションの濫用等の争点について、公聴会が1997年10月30日に開催された。1998年9月28日に同小委員会は、上院2083号法案である1997年クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 1997）を提出したが、第105回議会では議決には至らなかつた<sup>34</sup>。

下院においても同様な手続きが開始され、1998年クラスアクション管轄法案（Class Action Jurisdiction Act of 1998）が下院司法委員会で審議された。この下院3789号法案は、州裁判所から連邦裁判所への移管手続の簡略化と、訴額が100万ドルを超過もしくは最低限の州籍相違がある場合には、連邦裁判所に第1審管轄権を与えていた<sup>35</sup>。この下院法案も議決されず、次回の第106回議会で1999

年州際クラスアクション管轄法案（Interstate Class Action Jurisdiction Act of 1999）と名称変更された類似する法案が下院司法委員会で審議され、下院は同法案を可決したものの<sup>36</sup>、上院で審議されることには至らなかった。

上院では、この会期の1999年2月3日に、上院353号法案である1999年クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 1999）が提出された。そして、上院司法委員会の行政監視と裁判所に関する小委員会により、1999年5月4日に同法案についての公聴会が開かれた<sup>37</sup>。2000年6月29日に上院司法委員会は、上記353号法案に数々の修正案を付けられた2000年度法案を審議し、修正案を除く法案を上院に報告した<sup>38</sup>。同法案は4つの要素から構成されていた。まず第1に、クラスアクション上の和解条項の詳細を原告クラス構成員によりよく伝えるための、告知の必要条件を規定していた。第2に、原告クラス構成員の権利保護を目的として、詳細なクラスアクション上の和解条項に関する告知を、連邦および州の法務長官に送付する旨を規定していた。また、市民の利益に適わない場合には、その懸念を表明し得るための手段を定めていた。第3に、連邦司法審議会にクラスアクション上の和解を審査させ、議会に対して当該和解が公正かつ妥当に行われたかどうかの勧告ができる旨を規定していた。最後に、①連邦裁判所が州際で発生するクラスアクションを審理でき、②州裁判所に提起されたクラスアクションが連邦裁判所に移管できる旨を定めていた<sup>39</sup>。しかし、同法案も議決には至らなかった。続く第107回議会でも、以前の法案と類似する上院1712号法案が2001年11月15日に提出され、2002年7月30日に公聴会が開かれたものの、議決には至らなかった<sup>40</sup>。

下院では2002年クラスアクション公正法案が可決されたが<sup>41</sup>、上院の可決前に第107議会の会期が延長され、新クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 2003）が2003年3月6日に第108議会へ提出された<sup>42</sup>。この法案には、2002年法案で規定された弁護士費用額開示規程等が除かれていった<sup>43</sup>。2003年2月4日に提出された、上院274号法案である2003年クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 2003）

は、下院の法案とは異なり、州と連邦当局者にクラスアクションの和解内容を開示することを要求していた<sup>44</sup>。同年4月11日に賛成の旨の上院司法委員会報告がなされた<sup>45</sup>。同年10月17日には、上院1751号法案が提出されるものの、同法案は討論終結には至らなかった<sup>46</sup>。この立法動向への妥協法案として、2004年2月10日に、上院2062号法案である2004年度クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 2004）が出された。しかし、同年7月7日に、修正案と討論終結動議が出された上で否決された<sup>47</sup>。

2005年度クラスアクション公正法案（Class Action Fairness Act of 2005）は、上院5号法案として、2005年1月25日に提出され、同年2月3日に上院司法委員会で賛成決議の報告がなされ、同月10日に上院で同法案が通過した<sup>48</sup>。同月17日に下院でも通過し<sup>49</sup>、翌18日にブッシュ大統領の署名を得て立法化された。

## 四 クラスアクション公正法の影響

### (一) 和解に対する影響

公正法の立法目的の1つは、和解の結果、原告側代理人が高額の報酬を手に入れる一方で、原告クラスの個々の構成員は、クーポン券の類やほぼ金銭的価値のない物のみを得ている現状の改善にあった<sup>50</sup>。そこで、クーポン券のみの和解<sup>51</sup>、利益の発生しない和解<sup>52</sup>、居住州に基づくクラス構成員間の差別的取り扱いが規制<sup>53</sup>されたのである。

原告側代理人のみが利益を享受する問題は、法案審議の段階で何度も指摘されてきたことであった。和解が原告クラス構成員にとってあまり利益的には芳しくない状況となっている点が、無批判的に立法の前提となっていた<sup>54</sup>。しかし、視点を変えてみれば、クーポン券の類がいかに安価なものであろうとも、原告クラス構成員が多数ともなれば、被告の負担は高額なものとなる。個々の原告への賠償額がいかに些細なものであっても、原告クラスへの総賠償額と弁護士報酬を比較した場合、あまり大差がないのではないかという疑問が生じる。クーポン券類による和解を検討する際には、クラスアクションは個人への救済のみなら

ず、不特定多数の原告を構成し組織的損害発生源の遮断を行う、構造改革とも呼ぶべき性質も有していることに留意する必要があろう。さらに、クラスアクション上の和解は、裁判所の承認を必要とするので、裁判所が著しく原告クラス構成員に不利な和解内容を承認しないことも制度的には可能である。クラスアクションの和解を事例に沿って実証的に検討した研究も、原告代理人に支払われる報酬額も妥当であり、原告クラス構成員へ損害賠償がほとんどなされないという考えは矛盾していると結論付けている<sup>55</sup>。また、弁護士報酬に関する実証的研究によれば、損害賠償額の増加に伴い全賠償額に占める弁護士報酬額が減少していることが明らかになっている<sup>56</sup>。この研究では、弁護士報酬額が州裁判所よりも連邦裁判所の方が高かったことも併せて実証されており<sup>57</sup>、この点からも、連邦裁判所へクラスアクションを集約させる効果を持つ公正法の立法目的には、明確な裏づけとなる根拠が乏しいことになる。

公正法では、クラスアクション当事者から提示された和解内容に、クーポン券類による賠償が含まれていれば、裁判所はそれを公正な審尋に付した後に承認することを認める。そして、かようなクーポン券類による和解の際の弁護士報酬算定の基礎を、クーポンの額面ではなく現金化された時点の換金価値に求めた。クーポン額面ではなく実際の金銭交換価値で弁護士報酬が算定されれば、額面価額よりも減額される可能性があり、その結果、クーポンが現金化されるまで報酬が決定されることになる。弁護士報酬が、和解成立の後、かなりの時間が経過して確定するために、代理人はクーポンの類による和解を避ける可能性が考えられる。しかし、この可能性は少ないはずである。なぜなら、クーポン券類の現金化率を前もって知りえる状態であれば、報酬についてもある程度予測可能だからである。また、クーポン券類の現金化を迅速に行うことが可能となれば、代理人にとって現金化への待機時間を減少させることができ、現金化への時間的不利益は些細なものとなるからである。現金による和解への傾向は助長されようが、クーポン券類の和解であっても、換金の迅速性を担保できれば、その和解手法の

使用が忌避されることはないはずである。この意味で、公正法が和解実務に与える影響は少ないものと考えられる。

## (二) 州籍相違管轄権の拡大

公正法が成立する以前には、連邦法は、①全てのクラス代表となる顕名原告と全ての被告の間の州籍が異なり、②訴訟費用および弁護士報酬を除いた個々の原告の訴額が75,000ドルを超える、2つの要件が具備された場合に、州籍相違管轄権が発生し、州裁判所から連邦裁判所に事件が移管（removal）されることを認めていた<sup>58</sup>。公正法により、①被告のうちの一人が原告とは異なる州籍を有し、②訴額が最低500万ドルであれば州籍相違管轄を認めることになった<sup>59</sup>。公正法の下での州籍相違は、従来の当事者間の完全な相違ではなく、被告のうち一人が原告と州籍が異なればよいとする緩和されたものである。

それでは第1の点に関する州籍相違管轄権が持つ本来的意味は何か。合衆国連邦憲法が、連邦憲法および連邦法の下で生ずる争訟の管轄権である連邦問題管轄権に加え、通常ならば州裁判所が持るべき管轄権を、連邦裁判所に与えたものが州籍相違管轄権である<sup>60</sup>。これは、州法の下で発生した争訟に対して、当事者が異なる州の住民である場合に行使されるものである<sup>61</sup>。この管轄権の趣旨は、州裁判所で審理が行われた際に、州外の住民が当事者である場合、その者に対して偏見が発生するかもしれない、という危惧からくるものであった<sup>62</sup>。フランクファーテー裁判官によると、州裁判所は自らの州の州民に好意的であり、州外のものに対する偏見が州裁判所の判決に埋め込まれている、という懸念であるという<sup>63</sup>。州外の住民への州裁判所の偏見という理由に加え、州籍相違管轄権は、偏見の出現を防止し、司法の信頼を強化するよう予定している、という指摘もある<sup>64</sup>。この指摘をさらに拡大解釈すれば、州裁判所は州際通商や商業行為に偏見を有するかもしれない、州籍相違管轄権を州際通商保護の手段として見ることもできよう<sup>65</sup>。

州裁判所が、州際通商保護に妥当ではないと

いう結論を根拠にして、州際通商の考慮を連邦裁判所に全て委ねることの効果はいかなるものか。連邦裁判所が極めて広範な内容を持つ連邦憲法上の州際通商条項を根拠に、平等保護を行ってきた過去の例が示すように<sup>66</sup>、実質的に連邦裁判所の権限が拡大して強く州に及び、州裁判所の存在意義が希薄になる。ひいては、これが連邦制への障害となることも考えられよう。

1928年に、フレンドリーが連邦裁判所の州籍相違管轄権を、制定当時の過程から分析している。彼によれば、州籍相違管轄権審議の最初から、当該管轄権行使のための訴額が必要であるという点と、当事者が居住しない州が法廷地とはならないという点についての認識があったという<sup>67</sup>。そして、当該管轄権が成立した基礎には、連邦憲法制定当時に他州への敵愾心が存在したことを指摘したのであるが、1928年にはその敵愾心はかなり少なくなっているという<sup>68</sup>。同年のフランクファーターの論文も憲法制定当時の審議過程を分析するが、当該管轄権の根拠は州裁判所による州外住民への差別的待遇に現れる敵愾心というよりもむしろ、州議会に対して連邦議会が持つ恐怖心であったと指摘している<sup>69</sup>。

いずれにせよ、憲法制定当時において州権力が州外住民に及ぼす悪影響が考慮されて、州籍相違管轄権が制定されたことは理解できよう。しかし、判例上はこれが明らかにされていない。例えばこの点について、1806年のStrawbridge v. Curtis<sup>70</sup>がある。この事件では原告がマサチューセッツ州住民で、被告の殆どもそうであったが、被告の一人がバーモント州住民ということで、バーモント州にある連邦裁判所に管轄が求められていた。連邦最高裁首席裁判官のマーシャルは、「裁判所は、（裁判所法=Judiciary Act）表現が、連邦裁判所で訴えを提起したりされたりすることのできる者によって、明確な利益は主張すべきである、と意味していると理解している。」<sup>71</sup>と述べるに留めている。この判決では、憲法に規定する州籍相違管轄権の解釈を避け、ある意味間接的に裁判所法を媒介として州籍相違管轄権の行使を認めたものと理解することができよう。

憲法制定会議のメンバーたちが、州籍相違管轄権を憲法条文の中に挿入した存在理由に、ア

メリカ国内において商工業が未曾有の広がりをみせて発展するとの予見があった形跡がある。憲法制定の第一の目的が、通商の促進にあったことにそれが見出せ、連邦裁判所の方が州裁判所よりも商業上の利益に対して好意的であろうと考えられていた<sup>72</sup>。憲法制定会議では、給与が低く任期が短い州裁判所裁判官は、無能力で州際に関わることは不向きであると推定されていたのである<sup>73</sup>。

州籍相違管轄権についてはすでに19世紀の末に、連邦裁判所が州の法域にある法を執行する義務を持つのか、という視点からその存在に疑問が投げかけられていた<sup>74</sup>。また20世紀初頭の1928年においてすら、連邦裁判所と州裁判所の競合的な管轄権によって、訴訟の遅延化、費用の増大、管轄権内容の不明確さが引き起こされていることが指摘されていた<sup>75</sup>。1928年に州籍相違管轄権の根拠である他州への偏見は実在するとはいえないと指摘されていたが<sup>76</sup>、あくまで実在しない予想にすぎない偏見であったのかもしれない<sup>77</sup>。それでは、連邦裁判所が有する州籍相違管轄権の実際の意味は何なのか。まさに20世紀の初頭に突きつけられていた問題が、未解決の状態で残されていたのである。

州籍相違管轄権は、アメリカ合衆国における司法が連邦と州の2元的に存在することに由来し、連邦裁判所が各州居住者間で発生する紛争の調整を担うことを目的として制定された。司法制度的視点から見れば、連邦裁判所が有するこの管轄権は、異なる州民に対して偏見なしに審理を行い、州の機関としての州裁判所の生得的危険性を連邦裁判所によって補正する目的をもつものである。州裁判所の生得的危険性が存在しなければ、この管轄権の存在意義も失われる。州籍相違管轄権の存続の意義があるとすれば、それは、2元的統治機構の中で州裁判所と連邦裁判所の係属事件数による負担のバランスをとることに過ぎない。

公正法は、原告クラス構成員の3分の1から3分の2と主要な被告が、訴えが提起された州の州籍を持つ場合には連邦裁判所の管轄権が及ばない可能性がある旨を定める<sup>78</sup>。また3分の2以上の原告と主要な被告が、訴えを提起した州の州民

である場合には、その管轄権は完全に及ばないとしている<sup>79</sup>。完全な州籍相違を求めてはおらず、また割合的には従来の州籍相違要件と比べて緩やかに見える。しかし、州籍相違管轄権の拡大による、2元的司法制度における係属事件数等の影響や、当該管轄権の是非は検討されなかつた。すなわち公正法は、従来の州籍相違管轄権の要件をその根拠の考慮なしに緩和し、その影響についても関心を持たず、連邦裁判所へクラスアクションが係属する途を広げたのである。

第2の点の訴額要件である、クラスアクション原告全構成員の合計訴額を500万ドルにしたことは、従来の75,000ドルを超える額を訴額とする要件といかなる関連性をもつものであろうか。Zahn判決では、個々の原告の訴額を合計して75,000ドルとすることを認めていなかつた<sup>80</sup>。公正法では、ただ単に原告クラス全構成員の請求額を合算して500万ドル以上の訴額を求めるのみであり<sup>81</sup>、75,000ドル訴額要件についての言及は規定上存在しない。したがって、同法の下で訴えの要件を具備するクラスアクションが提起されると、75,000ドル要件ではなく、同法の500万ドル要件を満たすことが必要となる。同法の下では、従来は認められなかつた請求額合算により、例えば原告Aの請求額が1ドルしかなかつたとしても、原告Bの請求額が500万ドルであれば、訴額については連邦裁判所の管轄権が及ぶことになる。

公正法は、従来とは別に連邦管轄権がクラスアクションに及ぶ方法を設定し、大規模不法行為訴訟のような、大規模かつ原告間で損害額が多様に異なるクラスアクションが連邦裁判所の管轄権に服する途を拓いたことになる。従来の訴額75,000ドル要件の訴えは、個々の原告の請求額がある程度高額な場合に、そして公平法が適用される訴えは多数の顕名原告が存在しかつて個々の請求額が従来の訴額を満たさない場合に、各々起こされることになる。連邦裁判所の州籍相違管轄権は、いずれの訴額規定を根拠とする訴えにも及び、公平法により別の途が拓かれた結果、州裁判所から連邦裁判所へ移管し係属するクラスアクションは増加することになる。

## おわりに

公正法の成立により、州籍相違管轄権が、①当事者間の州籍相違要件を緩和し、②従来の訴額要件とは別の訴額要件を規定することにより、拡大したことが見られた。アメリカにおいては連邦と州の裁判所の2元制が前提となつてゐる。そこで、公正法による州籍相違管轄権の拡大は、連邦裁判所が州の本来処理していた争訟への介入をもたらす可能性を孕むことになる。これはまた、州裁判所から連邦裁判所への訴えの移管により、後者へより多くのクラスアクションの処理を強いることにもなる。

ブッシュ大統領は2005年2月18日に、議会を通過した公正法を署名するに際して、公正法の制定目的である多くのクラスアクションを連邦裁判所に係属させ、クーポン券類による和解の際の裁判官による詳細な審理の必要性に賛成の意を表明した<sup>82</sup>。同時に、下らない訴え(junk lawsuits)によって不法行為の法制度に多額の経費がかかり、それがアメリカ経済に不必要的負担を与えていてそれを解消する義務があること、そしてそのために、アスベストや医療過誤責任について法制度改革を行うことを述べている<sup>83</sup>。ブッシュ大統領のこの表明は、州裁判所におけるクラスアクション増加にも言及している<sup>84</sup>。アスベストがクラスアクションの主要な訴えの原因となっている現状を同時に考慮すれば、ブッシュ大統領は、まさに連邦裁判所にクラスアクションを集中させ、そしてそれを不成立させることが、アメリカ経済のための法制度改革となると認めたことになる。確かに公正法が目指したもののは、クラスアクションの勝訴原告の個々人に対して実質的な金銭的利益を担保するものであったが、クラスアクションの減少を目論んだことも留意する必要があろう。

公正法成立以降、連邦裁判所でクラスアクション成立の承認を受けられないために、当該裁判所に係属する大規模不法行為クラスアクションはわずかながら減少した<sup>85</sup>。この点については、ブッシュ大統領の表明した点が現実化したといえよう。しかし、大規模不法行為に基づくクラスアクションの減少は急激なものではな

く、また、その他の原因については増加が見られており、州籍相違管轄権に基づいたクラスアクションはミシシッピ州北部地区を除き大幅に増加を示している<sup>86</sup>。この動向の原因については、今後の詳細な検討を待つ必要があるが、公正法成立により、少なくとも大規模不法行為クラスアクションは減少し、ある程度の効果をもたらすことができた。ただし、あくまでも若干の減少であるために、これが今後どのように推移するかは不明である。

理念である原告個々人への利益の環流のために、公正法は連邦裁判所にクラスアクションを集約しクーポン券類の和解の際には連邦裁判所が詳細な審理を行うことを求めた。その結果、連邦裁判所は更なる負担を課せられることになった。連邦議会議員には法案審議の過程で、連邦裁判所が有する州籍相違管轄権の拡大と詳細な審理が、連邦裁判所の負担を増加させるという因果関係の認識が欠けていたのである。確かに法案審議において、連邦裁判所にクラスアクションを集中させることは、連邦裁判官数の増加をも必要となる認識が、一部の議員には存在した<sup>87</sup>。しかし、これが議員の共通認識とならなかつたために、公正法の連邦裁判所制度への加重負担を回避できなかつたといえる。原告への利益を図るために現状を是正しようとした公正法の立法目的が、実際には連邦裁判所へより多くの負担の増大を招くことになった理由は、真の立法目的がブッシュ大統領の表明に現れるクラスアクション減少にあったからではなかろうか。

立法目的がどちらにせよ、公正法により連邦裁判所の負担は増加し、そして州裁判所との係属事件にかかる負担分配のバランスが失われていった効果が発生した。この状況がゆえに、今後の公正法の解釈適用がまさに、アメリカにおける連邦と州の2元的司法制度に直接影響を与えると言っても過言ではない。

(2005年度財団法人全国銀行学術研究振興財団研究助成による研究)

- 1 See, e.g., *Georgine v. Amchem Products, Inc.*, 83 F. 3d 610 (3d Cir. 1996). *reh'g and suggestion for reh'g in banc denied*, (June 27, 1996). and cert. granted, 519 U.S. 957 (1996). and aff'd, 521 U.S. 591 (1997). (本件では、アスベストによる人身の加害や不法行為上の死亡の人身上の損害を訴えたクラスの承認が否定された。1997年の連邦最高裁判決については、浅香吉幹「Amchem Products, Inc. v. Windsor」アメリカ法[1998-2]303頁(1998年)参照。) *Ortiz v. Fireboard Corp.*, 527 U.S. 815 (1999). (本件では人身上の損害の和解クラス成立を否定された。和解クラスとアスベスト訴訟については、藤倉皓一郎「和解のためのクラス訴訟－アスベスト被害者クラスの認証」法律のひろば1999年5月号62頁(1999年)参照。) また、クラスアクション上の和解についての2000年までの分析として、拙稿「不法行為クラスアクションにおける和解の現状」新島学園女子短期大学紀要20号43頁(2000年)参照。アスベストクラスアクションは80年代になって人身の損害を根拠にしたクラス成立が認められるようになってきている。例えば1974年の連邦地裁判決である *Yandle v. PPG Industries, Inc.*, 65 F.R.D. 566 (E.D. Tex 1974). ではクラス成立が否定されたが、1986年の連邦控訴審判決である *Jenkins v. Raymark Industries, Inc.*, 782 F. 2d 468 (5th Cir. 1986). では認められるようになった。
- 2 See, e.g., *Barnes v. American Tobacco Co.*, 161 F. 3d 127 (3d Cir. 1998).
- 3 See, e.g., *In re A.H. Robins Co., Inc.*, 880 F. 2d 709 (4th Cir. 1989).
- 4 Newberg on Class Action(4th ed.), § 17:1 (2006).
- 5 *Id.*
- 6 See, e.g., *Castano v. Am. Tobacco Co.*, 84 F.3d 734, 741 (5th Cir. 1996); *In re Am. Med. Sys., Inc.*, 75 F.3d 1069, 1079 (6th Cir. 1996).
- 7 Newberg, *supra* note 4, at § 17:2.
- 8 Manual for Complex Litigation (4th ed.) § 22.7, at 414 (2004).
- 9 クラスアクション原告が勝訴したとしても、

- 金錢的価値のある賠償を得られない状況について、様々な論者が批判を行ってきました。要約的なものとして、さしあたり、2005年上院公正法審議記録である S. Rep. 109-14, \*14-20 (2005) 参照
- 10 Jack B. Weinstein, *Revision of Procedure: Some Problems in Class Actions*, 9 Buff. L. Rev. 433, 435 (1960).
- 11 405 U.S. 251, 266 (1972).
- 12 American Pipe & Const. Co. v. Utah, 414 U.S. 538, 554-55 (1974).
- 13 Chardon v. Fumero Soto, 462 U.S. 650, 661 (1983).
- 14 *Id.* 上級審でクラス成立を否定する下級審判決を破棄した場合には、下級審への提訴時が時効発生の基準時となる *Calderton v. Presidio Valley Farmers Association*, 863 F. 2d 384, 390 (5th Cir. 1989).
- 15 Snyder v. Harris, 394 U.S. 332, 340 (1969).
- 16 American Pipe & Const. Co. v. Utah, 414 U.S. 538, 550 (1974).
- 17 414 U.S. 291, 294 (1973).
- 18 28 U.S.C. § 1367.
- 19 28 U.S.C. § 1367 (a).
- 20 H.R. 101-734 (1990).
- 21 Anna Andreeva, *Class Action Fairness Act of 2005: The Eight-Year Saga is Finally Over*, 59 U. Miami L. Rev. 385, 396-97 (2005).
- 22 28 U.S.C. § 1332.
- 23 28 U.S.C. § 1712.
- 24 28 U.S.C. § 1713.
- 25 28 U.S.C. § 1714.
- 26 28 U.S.C. § 1715.
- 27 28 U.S.C. § 1332 (d).
- 28 28 U.S.C. § 1332 (d) (2).
- 29 28 U.S.C. § 1332 (d) (2) (A).
- 30 28 U.S.C. § 1332 (d) (3).
- 31 *Id.*
- 32 28 U.S.C. § 1332 (d) (4) (B).
- 33 28 U.S.C. § 1453.
- 34 S. Rep. 108-123, at 2 (2003).
- 35 H.R. Rep. 105-702, at 2-3 (1998).
- 36 106 Cong. Rec. H8594 (1999).
- 37 145 Cong. Rec. S4718-01 (1999).
- 38 S. Rep. 108-123, at 2 (2003).
- 39 146 Cong. Rec. S9381-05, \*9389-90 (2000).
- 40 S. Rep. 108-123, at 2 (2003).
- 41 148 Cong. Rec. H885 (2002).
- 42 149 Cong. Rec. E405 (2003).
- 43 2002年法案である H.R. 2341, 107th Cong. §§ 3(a), 7 (2002) にはかような開示規程が存在したが、2003年法案の H.R. 1115, 108th Cong. (2003) ではこれが除外されていた。
- 44 149 Cong. Rec. S1873 (2003).
- 45 149 Cong. Rec. S5388-03 (2003).
- 46 S. Rep. 109-14, \*2 (2005).
- 47 *Id.* at 3.
- 48 151 Cong. Rec. S1249 (2005).
- 49 151 Cong. Rec. H755 (2005).
- 50 See, e.g., 151 Cong. Rec. H726 (2005). Sensenbrenner 下院議員の発言等に見られる。
- 51 28 U.S.C. § 1712.
- 52 28 U.S.C. § 1713.
- 53 28 U.S.C. § 1714.
- 54 例えば、151 Cong. Rec. S1226 (2005) での Vitter 上院議員や、151 Cong. Rec. H735 (2005) における Cannon 下院議員の発言に見られるが、給付される賠償内容として、1つ買えば1つプレゼントや、レンタルビデオ無料券があげられている。一方、弁護士報酬は92億5000万ドルとなっていると、151 Cong. Rec. S1226 (2005) で Vitter 上院議員が指摘している。また、朝食用シリアルの Cheerios に食品添加物が加えられないと争った事件では、原告がシリアルの無料券を得たに過ぎなかったのに対して、弁護士報酬がほぼ20億ドルとなっていることが、同じく Vitter 上院議員が 151 Cong. Rec. S1226 (2005) で指摘している。
- 55 149 Cong. Rec. H5281-03, \*5283 (2003).
- 56 Theodore Eisenberg & Geoffrey P. Miller, *Attorneys Fees in Class Action Settlements: An Empirical Study*, 1 J. Empirical Legal Stud. 27, 78 (2004).
- 57 *Id.* at 77.
- 58 28 U.S.C. § 1332.

- 59 28 U.S.C. § 1332 (d).
- 60 U.S. Const. art. III, § 2.
- 61 *Id.*
- 62 Henry J. Friendly, *The Historic Basis of Diversity Jurisdiction*, 41 Harv. L. Rev. 483, 492-93 (1928).
- 63 Burnford v. Sun Oil Co., 319 U.S. 315, 326 (1943). Frankfurter裁判官反対意見。
- 64 Adrienne J. Marsh, *Diversity Jurisdiction: Scapegoat of Overcrowded Federal Courts*, 48 Brooklyn L. Rev. 197, 201 (1989).
- 65 John P. Frank, *Historical Bases of the Federal Judicial System*, 13 Law & Contemp. Probs. 3, 22-28 (1948).
- 66 1940年代から50年代にかけて、連邦最高裁判所は連邦憲法上の通商条項（Commerce Clause）に依拠して、人種差別を禁止する諸判決を出してきた。これらの諸判決については、拙稿「高等教育における人種別学の解消」同志社法学第249号296-297頁（1996）参照。
- 67 Friendly, *supra* note 62, at 501.
- 68 *Id.* at 510.
- 69 Felix Frankfurter, *Distribution of Judicial Power Between United States and State Courts*, 13 Corn. L. Q. 499, 520 (1928).
- 70 3 Cranch 267 (U.S. 1806).
- 71 *Id.*
- 72 Frank, *supra* note 65, at 27.の脚注126は、憲法制定過程を分析し、憲法制定の第一目標は通商の促進にあるとしている。これは、1 Elliott 117をその根拠としている。
- 73 *Id.* また脚注127では、マディソン（Madison）の、いくつかの州裁判所では瑕疵ある正義の執行を行っているとする指摘を引用する（3 Elliott 533を根拠として）。さらに、Brown v. Van Braam, 3 Dall. 344, 350 (1797).で示された、連邦裁判所の州裁判所の誤審を破棄する義務を引用している。
- 74 James B.Thayer, *The Case of Gelpcke v. Dubuque*, 4 Harv. L. Rev. 311, 316 (1891).
- 75 Friendly, *supra* note 62, at 483.
- 76 *Id.* at 510.
- 77 Frank, *supra* note 65, at 24.
- 78 28 U.S.C. § 1332 (d) (3).
- 79 28 U.S.C. § 1332 (d) (4) (B).
- 80 414 U.S. 291, 294 (1973). 尚、Andreeva, *supra* note 21, at 408で、個々の原告の訴額75,000ドルが、連邦裁判所の管轄権発生の要件か否かについて、控訴審レベルでの争いがあることが指摘されている。これによれば、第3、第8、第10巡回区連邦控訴裁判所は、このZahn判決を踏襲して個々の原告に75,000ドルの訴額を要求している。しかし、第4、第5、第7、第9、第11巡回区連邦控訴裁判所ではZahn判決を踏襲せず、個々の原告の訴額が75,000ドルとならなくても、補足的管轄権（supplemental jurisdiction）により連邦裁判所でクラスアクションの提起と係属が可能であると判断している。
- 81 28 U.S.C. § 1332 (6).
- 82 2005 U. S. C. C. A. N. S3 (2005).
- 83 *Id.* at S5.
- 84 *Id.* at S4.
- 85 Thomas E. Willging & Emery G. Lee III, THE IMPACT OF THE CLASS ACTION FAIRNESS ACT OF 2005 ON THE FEDERAL COURTS, 7 Federal Judicial Center (2007). これは、88の連邦地裁地区について、公正法成立以前と2006年6月までのクラスアクション係属数を分析している。
- 86 *Id.* at 20-21.
- 87 151 Cong. Rec. H733 (2005). におけるJackson-Lee下院議員は、合衆国連邦最高裁判所Rehnquist首席裁判官の言質を引用しながら、クラスアクション公正法が成立した際には更に連邦裁判官の数が必要となると述べている。

*Abstract*

## Mass Torts Class Action : After the Class Action Fairness Act of 2005

The class action device has been criticized for its numbers and its widespread abuse since 1990's. The main abuse in class actions, especially mass torts class actions, has been the unfair settlements, which primarily benefit lawyers rather than class members. The problems class action had produced led Congress to pass the Class Action Fairness Act of 2005. The Act provides that attorney's fees in coupon settlements shall be based on the value of the coupons actually redeemed, and grants federal district courts original and removal jurisdiction of diversity cases in class actions if the amount in controversy exceeds five million dollars. With the enactment of Class Action Fairness Act, almost all class actions will be adjudicated at federal courts. Federal courts closely scrutinize settlements, and have more burden than before. The Class Action Fairness Act would likely lead to unwanted consequences.

Keywords: Class Action Fairness Act, mass torts